

行政手続き 認め印全廃へ

住民票や車検、年末調整など

行政手続きで進む脱ハンコ

住民票の写しの交付請求	総務省
戸籍謄抄本の交付請求	法務省
婚姻届、離婚届、出生届、死亡届	法務省
住民票の転入・転出届	総務省
給与所得者の扶養控除等申告書 など（年末調整）	財務省
所得税の申告など（確定申告）	財務省
健康保険・厚生年金保険被保険 者賞与支払届	厚生 労働省
児童手当の受給資格及び所得に 関する現況の届出	内閣府
自動車の継続検査（車検）	国土交通省
海外の日本大使館における査証 の発給申請	外務省
車庫証明や道路使用許可の申請	警察庁
不動産登記の申請	法務省
商業・法人登記の申請	法務省
相続税の申告	財務省
自動車の新規・移転・抹消登録	国土交通省

検討中のものも含め、件数の多い主な手続きをまとめた

ほとんどの行政手続きからハンコが消える。認め印によるものは全廃し、住民票の写しの請求や転入・転出届、婚姻届などから押印がなくなる方向だ。残るのは登録した実印によるごく一部の手続きとなる。「脱ハンコ」が達成できても、本来の目標である手続きの簡素化やデジタル化は難しい。▶3面▶署名は残る

登記などの実印は継続

河野太郎行政改革相が各省庁に報告を求めたところ、ハンコがいる行政手続き約1万4700の99%について「廃止する」と回答があった。認め印でもできる約1万2400については、すべてなくす。

年内にも政省令を改正し、法改正が必要なものは来年の通常国会での成立をめざす。

年1千万件を超えるような身近な手続きでハンコがいらなくなる。例えば市区町村への住民票の写しの請求は、年約6500万件に

いまは押印または署名を求めているが、総務省はどちらも廃止する。運転免許証やマイナンバーカードなどで申請者の本人確認をしている。

自動車の車検は国土交通省の省令により申請書に車の使用者の押印欄があるが見直すという。

印鑑証明の制度は維持される。土地の所有権を移転する際の不動産登記や、会社をつくるといった商業・法人登記の申請では、実印がいままで通りいる。

ほかにも相続税申告における遺産分割協議書など、いまは数千ある実印や印鑑証明が必要な手続きは80ほどに絞り込む。

また、法務省は婚姻・離婚届については、署名は残す。同省の担当者は「他人による『なりすまし』などがあった場合、婚姻取り消しを求める裁判の証拠となる署名は残しておく必要がある」と説明する。

（編集委員・堀籠俊材、細見るい、内藤尚志）

脱ハンコ 自筆の署名は残る

身近な行政手続きからハンコがなくなる。菅政権が掲げるデジタル化の一環だが、代わりの手段の整備はこれから。前例踏襲で既得権を守ろうとする「お役所仕事」が変わらないと、ハンコだけをいじめた結果になりかねない。▶1面参照

ハンコが様々な手続きで求められてきたのは、手軽で便利という面がある。ポンと押すだけで、本人の意思で書面が作成されたことを示せる。書き間違えの訂正印としても使える。

一方で、簡単に入手できる認め印は、本人確認の手段としては不十分だとされる。技術の発達で印影から印鑑を簡単に複製できるようになった。政府は印鑑証明の制度は続けるが、実印



手軽に買える認め印

変わらぬ手続き オンライン化へ課題

が必要なく一部の手続き以外は押印を廃止する。

菅義偉首相は10月26日の所信表明演説で「役所に行かずともあらゆる手続きができる社会を実現する」と宣言した。押印は「原則全て廃止する」と語ったが、問題はハンコの代わりの手段がすぐにはないことだ。

住民票の転入・転出届は押印が署名を求めている。

総務省は当初「押印がなくなれば手続きが煩雑になる」と存続させようとしたが、内閣府規制改革推進室との協議などを通じて廃止が固まった。

転入・転出届などは年約1200万件もある。トラブルを防ぐには誰が手続きをしたのか、はつきりさせる必要がある。総務省は押印をなくしても署名は残す方針だ。

財務省は年末調整や税金の確定申告から押印をなくすことを検討している。年末調整は昨年は約4700万人分、確定申告は約2200万件あり、身近な手続きでの廃止は脱ハンコの象徴になる。だが、ハンコをなくすこと、手続きがオ

ンラインでできることは必ずしも結びつかない。

菅政権はマイナンバーカードをデジタル化を進める切り札と位置づける。今後2年半ではほぼ全国民に行き渡ることをめざし、健康保険証や運転免許証との一体化にも取り組むが、いまの普及率は2割ほど。市区町村の窓口での交付作業は遅れ気味だ。情報管理への政府への不信感も根強い。

そもそも、各庁や自治体は、手続きそのものを見直すことには消極的だ。役所ごとに多額の予算をかけてシステムをつくり、独自のやり方を続けようとしている。予算や人員という既得権益を守るねらいもある。役所ごとにバラバラなシステムを統一し、オンライン手続きを原則とすれば便利になるはずだが、すぐには実現しそうにない。

電子政府に詳しい武蔵大学の庄司昌彦教授は「政府が旗を振っても、官庁や自治体が仕事のプロセスや考え方を変えなければ、手続きのデジタル化を進めるのは難しい」と指摘する。

(細見るい、内藤尚志、編集委員・堀籠俊村)